



社労士が教える

労災認定の境界線

<執筆>

一般社団法人SRアップ21 東京会
林社会保険労務士事務所

所長 林 弘嗣

第380回

暑熱環境で作業中に心筋梗塞

■ 災害のあらまし ■

会社の倉庫係であった従業員が、気温が32度前後あった倉庫内で、古紙のひも切り作業を行っていたところ、心筋梗塞を発症し、救急搬送された。

■ 判断 ■

発症した心筋梗塞は、「脳血管疾患及び虚血性心疾患等の認定基準（以下「認定基準」という）について」に掲げられた疾病であるため、その認定基準に該当するか否かを検討した結果、認定基準のいずれにも該当しないと判断され、業務外となった。

■ 解説 ■

30度を超える環境下での作業は、熱中症や腎機能障害などを発症させる可能性があるだけでなく、心臓への負担を増大させ、心筋梗塞などの循環器系疾患を引き起こす場合もあり、危険な状態であるといえる。本件は、そのような暑熱環境下での作業中に発症した心筋梗塞が、認定基準に該当するかが判断された事例である。

認定基準の「異常な出来事」については、発症当時の職場環境は30度前後だったが、請求人は水分補給を適宜しており、暑いなかでの作業には慣れていたことから、極めて暑熱な作業環境下で水分補給が著しく阻害された状態ではなかったと判断された。また、本来3人体制でやるところを2人体制で行っていたことについては、「異常な出来事」に相当するほどの過重な負荷があったとは認められないと判断された。

「短期間の過重な業務」については、時間外労働が前日2.5時間、発症前1週間についても1日約1.5時間程度であったこと、また、作業環境の負荷については、脳・

心疾患の発症との関連性が必ずしも強くなく、高温環境については、心疾患の発症との関連性が明らかでないといわれていることから、該当しないと判断された。

「長期間の過重業務」については、発症前1カ月の時間外労働が32時間であり、発症前2カ月から6カ月の期間における1カ月あたりの時間外労働が最大で62時間であったこと、その労働時間についてはタイムカードとの誤差はほとんどないことが確認でき、休憩時間も多く取っていたとの他の労働者の証言があったことから過重業務とは判断できないとされた。

「本人の病気を引き起こす要因（リスクファクター）の評価」については、直前の定期健康診断で「高血圧症、血液・造血器の疾患、糖尿病」などの疑いが指摘されていたこと、心筋梗塞発症について医師の意見書によると、冠動脈疾患の危険因子を多数保有し、いつでも心筋梗塞を発症しうる状態であったことが認められると記載されていたことから、心疾患は請求人自身の要因が大きかったことが認められると判断された。

これに対し、請求人は、「熱中症になった結果、心筋梗塞に至った」と主張した。この点については、医師の意見書によると搬送時に熱中症の症状はなく、真っ先に行うべきクーリング処置は行われなかったこと、熱中症の特徴である高カリウム血症や低ナトリウム血症を認められないことなどから、熱中症を発症していたとは認められないと判断された。

これらの認定基準などに基づく判断の結果、業務による明らかな過重負荷は認められず、熱中症発症を裏付ける事実もなく、請求人自身の心疾患のリスクが大きかったことから、発症した心疾患は業務に起因す



るものとは認められず、労災とは認められないとされた。

本件は、暑熱環境下での心疾患が認定基準に該当するか、また、熱中症発生による影響があったかなどをすべて確認したうえで労災ではないと判断された事例である。

暑熱環境下に限らず、心疾患を発症した場合に労災認定されるか否かは、「脳・心臓疾患の労災認定基準」に基づいて判断される。暑熱環境下での作業がその認定基準のなかの「異常な出来事」や「過重労働」に該当するか、「本人の要因」がないかが認定のポイントとなる。

一方、熱中症の労災認定は、暑熱指標や水分補給などの作業環境要因や本人の要因がポイントとなる。暑熱環境下では、熱中症だけでなく、他の疾病も引き起こしやすい環境になるので十分注意が必要である。

今年6月1日より熱中症発生時の体制整備や重症化防止手順の作成、従業員への周知徹底が義務化された。暑い時期には、作業中の熱中症発症や糖尿病や心疾患などの既往症が悪化して重篤な症状に至るケースも多い。そのため、これまで以上に従業員の健康管理を徹底する必要がある。

www.srup21.or.jp